

### 3 学習意欲の向上を図り確かな学力を育成します。

取組の柱	取組の方向
個に応じたきめ細かな指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少人数教育の充実</li> <li>・ 全国学力・学習状況調査の活用</li> <li>・ 学ぶ楽しさを味わわせる取組の充実</li> <li>・ 若い世代の教員の授業力の向上</li> </ul>
魅力ある県立学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の多様なニーズへの対応の充実</li> <li>・ 魅力と特色ある学校づくり</li> <li>・ 高大連携による学習意欲の向上</li> <li>・ 中高一貫教育の実施</li> </ul>
理数教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 興味・関心、知的探究心を高める取組の推進</li> <li>・ 高等学校の高度な理数教育の推進</li> <li>・ 教員の資質向上</li> </ul>
読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 読書に親しむ態度の育成</li> <li>・ 図書館機能の向上</li> <li>・ 関係機関の連携・強化</li> </ul>
情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報活用能力の向上</li> <li>・ わかりやすく理解が深まる授業への支援の充実</li> <li>・ 校務の情報化</li> </ul>
多文化共生社会の実現に向けた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校における外国人児童生徒への対応の充実</li> <li>・ 地域における日本語学習等支援の充実</li> <li>・ 国際理解教育の充実</li> </ul>
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育体制の充実</li> <li>・ 知的障害養護学校の過大化の解消と整備構想等の検討</li> <li>・ 地域での自立と社会参加に向けた支援</li> <li>・ 早期からの特別支援教育の充実</li> </ul>

## (1) 個に応じたきめ細かな指導の充実

- 21世紀は、社会のグローバル化、情報化が一層進展し、新たな知識・情報・技術が社会のあらゆる分野で重要性を増すいわゆる知識基盤社会の時代とされています。こうした変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、いわゆる「生きる力」です。
- しかし、平成21年に実施したPISA調査では、世界のトップレベルの国々と比較すると依然として下位層が多いこと、読解力は必要な情報を見つけ出し取り出すことは得意だが、それらの関係性を理解して解釈したり、自らの知識や経験と結び付けたりすることがやや苦手であることなどの課題が明らかになりました。また、全国学力・学習状況調査では、勉強する科目を「好き」あるいは「将来役に立つ」と答える割合が低いとの結果が出されています。
- 児童生徒の学習意欲を向上させ、主体的に学習に向かう姿勢を培っていくためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、学ぶ楽しさを感じさせることが必要です。
- 本県では、平成16年度から小学校第1学年で実施している35人学級を、小学校第2学年、中学校第1学年に拡充するなど、国に先駆けて少人数学級の拡大に取り組んできました。また、各分野の第一線で活躍する人など、地域の人材を活用し、学ぶ楽しさを味わわせ、学習意欲の向上を図る取組も実施してきました。さらに、指導実績のある教員経験者による模範授業を行うなど、教員の授業力の向上にも取り組んできました。
- そこで、今後は、引き続き少人数教育の充実と教員の資質の向上に取り組むとともに、児童生徒の学習支援や学習意欲の向上に向けて地域の人材をさらに活用することができるよう大学や企業との連携を強化し、個に応じたきめ細かな指導を一層充実していきます。

### 取組の方向と施策の展開

#### ■ 少人数教育の充実

- ◇ 個に応じたきめ細かな指導を行えるよう、国の教職員定数改善を踏まえ少人数教育の充実を図ります。

#### ■ 全国学力・学習状況調査の活用

- ◇ 義務教育の水準の維持と向上を図るため、市町村教育委員会へ全国学力・学習状況調査の分析結果を周知したり、子どもたちへの指導の改善方策を提案したりすることなどにより、各教育委員会や学校が自律的に取り組めるよう支援します。

#### ■ 学ぶ楽しさを味わわせる取組の充実

- ◇ 優れた授業実践者や大学教授、教員志望の大学生など、地域の人材を活用した

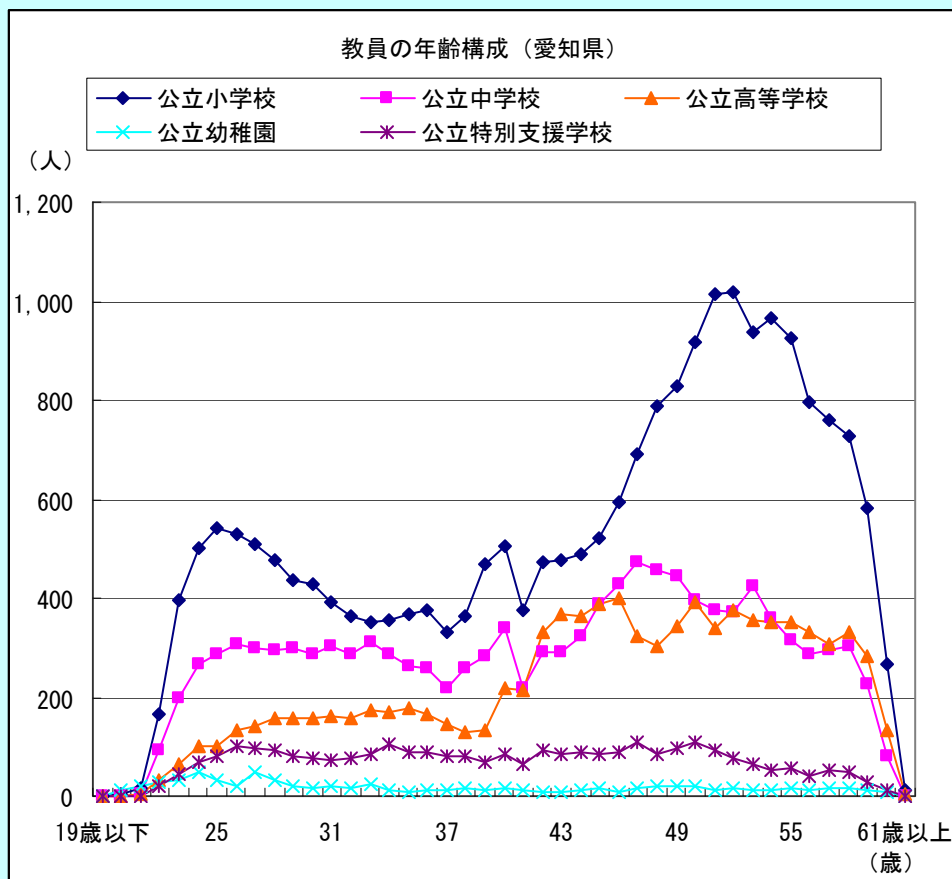
授業を通して、児童生徒に学ぶ楽しさを味わわせたり、学習のつまづきを解決したりするとともに、家庭との連携を図りながら学習意欲と学力の向上を図ります。また、企業が有する学習プログラムなどを活用します。

- ◇ 児童生徒に言葉の魅力や楽しさを味わわせ、言葉に対する興味・関心を高めるとともに、言葉の力を向上させるために、国語科や総合的な学習の時間をはじめ、全教科・領域において、話し合い活動やプレゼンテーション、レポート作りや各種表現活動など、豊かな言語活動が推進されるように支援します。

## ■ 若い世代の教員の授業力の向上

- ◇ 教員の大量退職期を迎え、教員全体の指導力が相対的に低下することが懸念されることから、ベテラン教員のもつ授業の心構えや指導技術を、模範授業や研修などを通じて、若い世代の教員に伝える取組を支援します。

### 教員の年齢構成について



学校教員統計調査（平成 19 年度）（文部科学省）  
 ※年齢は、平成 19 年 10 月 1 日現在の満年齢である。

## 学生ボランティアによる授業支援 【愛知県立大学】

県立大学では、地元の長久手町教育委員会や近隣の瀬戸市教育委員会と学生のスクールボランティア活動に関する協定書を交わしています。

学生たちは、週に1回くらい小・中学校に出かけ、授業に入ったり、放課後に子どもたちと遊んだりして、発達や学習に困難を抱える子どもや外国籍の子どもたちの支援を行います。活動に参加しているのは、主に将来教員を目指す学生たちで、教育発達学科や外国語学部で学んでいる専門や語学（スペイン語、英語等）を生かしたサポートを行っています。

学生ボランティアの支援によって、教員にとっては、より個々の子どもに応じたきめ細かな指導を行うことができるようになり、学生にとっても、将来教員となるための意欲を高めたり、児童生徒への指導方法を学んだりすることができます。現在は小・中学校までの交通費を、大学後援会から一部支給していますが、学生の個人負担もあり、課題となっています。

毎年開かれる報告会・反省会では、大学の授業だけではわからなかった、子どもとのコミュニケーションのとり方や、具体的な指導方法など多くのことが学べてよい体験になったといった声が聞かれ、学生たちの活動は年々充実してきています。

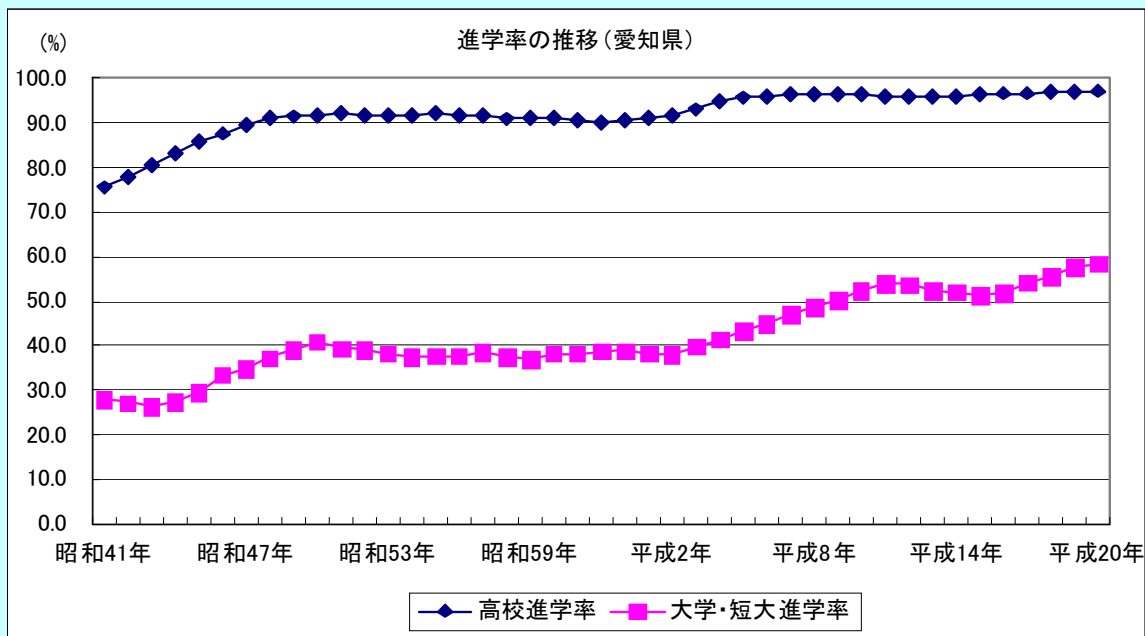


教室で子どもたちをサポートする学生ボランティア

## (2) 魅力ある県立学校づくり

- 高等学校への進学率は9割を超え、高等学校は国民的な教育機関となっています。高等学校進学率の上昇に伴い、生徒の能力・適性も多様化し、興味・関心、進路希望など生徒の学習に対するニーズが多岐にわたってきています。また、昨今の社会・経済状況の変化ともあいまって、全日制課程だけでなく、学び直しの場として昼間定時制課程や夜間定時制課程への志願者が増加しています。そのため、そうした多様なニーズに応えることのできる学校づくりが期待されています。
- また、生徒の学習意欲を向上させ、主体的に学習に向かう姿勢を培っていくためには、授業で学ぶ知識・技能と将来の職業あるいは上級学校における学問研究とのつながりや、学ぶこと自体の意味を実感できるようにしていくことが特に重要です。
- 本県では、生徒が選択できる科目を多様に設定した総合学科の設置や普通科におけるコースの開設など、生徒の多様なニーズへの対応を図ってきました。また、高校生が大学の研究に触れる機会を提供し、生徒の学習意欲の向上を図る取組を行ってきました。さらに、授業改善等に意欲的に取り組む学校を支援するなど特色ある学校づくりにも取り組んできました。
- そこで、今後、多様化が進む子どもたちのニーズに応えられるよう、総合学科の新たな設置や新しいタイプの学校づくりについて検討するとともに、各学校の創意工夫を生かし、地域や大学等とも連携した先進的かつ意欲的な取組を積極的に支援するなど、魅力と特色のある県立学校づくりをさらに進めていきます。

### 進学率の推移について



学校基本調査(文部科学省)

## 取組の方向と施策の展開

### ■ 生徒の多様なニーズへの対応の充実

- ◇ 総合学科やコース制、総合選択制などにおいて、生徒が選択できる科目を多様に設定し、生徒の多様なニーズへの対応を図ります。また、コースや総合学科の新たな設置計画を策定します。
- ◇ 昼間定時制課程の拡大や通信制課程も含めた複数部制の単位制高等学校など、新しいタイプの学校づくりを検討します。
- ◇ 本県工業教育の一層のレベルアップを図るため、工業高等学校の中核となる総合技術高等学校（仮称）を新設します。

### ■ 魅力と特色ある学校づくり

- ◇ 理数や国際理解などの教育課程や文化芸術、スポーツ等における、県立高等学校と地域や大学等と連携した先進的・意欲的な取組を支援し、学校の活性化、特色化を図ります。また、これらの取組の成果を各学校へ普及し、学校のさらなる活性化・特色化に努めます。

### ■ 高大連携による学習意欲の向上

- ◇ 大学での研究や企業活動に触れる機会を積極的に設け、専門性の高い学問への興味・関心を高めたり、高等学校で学ぶことの意義を理解させたりするなど、学習意欲の向上につなげます。

#### 高大連携について（知の探究講座（平成 22 年度））

8 日間程度（夏季休業～12 月）高等学校では学べない内容の 6 講座を学校外の学修として単位を認定。

県内の県立高等学校から 42 校 134 人が参加。

（講座の内訳）

- ・名古屋大学「数学とはどんな学問なのだろうか」
- ・愛知教育大学「絶滅危惧植物ナガバノイシモチソウの遺伝子解析」
- ・名古屋工業大学「未来を創るマテリアル科学と工学技術」
- ・豊田工業大学「モノづくりの科学」
- ・愛知県立大学「情報化社会を生きる」
- ・豊橋技術科学大学「SS 次世代ロボット創出プロジェクト」





## ■ 中高一貫教育の実施

◇ 東三河地区において、連携型中高一貫教育による6年間の計画的・継続的な学習や、異学年・異校種の生徒どうしが共通した体験活動等を展開することにより、地域に根ざした人材育成をすすめ、生徒の個性や創造性を伸ばします。

### 生徒の多様なニーズへの対応 【総合学科・コース制・総合選択制】

#### ・総合学科

普通科・専門学科に並ぶ新しい学科で、普通科と専門学科の教育内容を併せもっています。選択科目のグループ（「系列」）の中から、自分の興味・関心や目標とする進路に応じた科目を選択し、学習することができます。自分が何をやりたいのか、何に向いているのか、何ができるのかをじっくり考えることができます。

コンピュータ関係の仕事に興味があるなら・・・《情報システム系列の例》

1年次	国語総合	地理A	数学I	理科総合A	体育	保健	英語I	家庭基礎	情報A	と人間産業社会	情報処理	ホームルーム活動
2年次	現代文	世界史B	生物I	体育	保健	音楽I	科学実験講座	英語実務	地球環境	情報リテラシーA	情報処理	
3年次	現代文	現代社会	体育	総合的な学習の時間	健康と食事	実践英会話	インターネット活用	Webデザイン	プログラミング応用	情報関係基礎	CG	

□ で囲った部分は選択科目であり、そのうち □ の部分は、情報に関する科目です。

#### ・コース制

コース制を導入している学校では、普通教科・科目を選びながら、情報や福祉、外国語など自分の興味・関心のある分野の専門的な内容について学習することができます。募集時にコースの名称や定員を示しますが、普通科として一括募集し、入学後に本人の希望に基づいて所属コースを決定します。

福祉の仕事に興味があるなら・・・《福祉実践コースの例》

1年次	国語総合	世界史A	数学I	数学A	理科総合A	体育	保健	音楽I	英語I	コミュニケーション	基礎福祉	看護・福祉	ホームルーム活動 総合的な学習の時間	
2年次	現代文	古典講読	日本史A	現代社会	数学II	生物I	体育	保健	音楽II	英語II	ライティング	家庭総合福祉		基礎介護
3年次	現代文	古典講読	政治経済	生物I	体育	ライティング	ライティング	家庭総合	情報A	基礎介護	社会福祉実習	社会福祉援助技術		社会福祉

□ の部分は、コースに関する科目です。（3年間で15単位程度（1週間に3～5時間程度）履修します。）

・総合選択制

複数のコースや学科を設置する総合選択制の学校では、コースや学科の枠を越え、自分の興味・関心や進路希望に応じて、他のコース・他の学科の科目を選択し、学習することができます。

国際相互理解に興味があるなら・・・《国際理解コースの例》

1 年次	国語総合	現代社会	数学Ⅰ	数学A	理科総合A	体育	保健	音楽Ⅰ	英語Ⅰ	家庭基礎	総合英語	総合的な学習の時間 ホームルーム活動
2 年次	現代文	古典	世界史B	数学Ⅱ	生物Ⅰ	体育	保健	英語Ⅱ	ライティング	情報B	総合英語 科目 コンピュータ・L L演習	
3 年次	現代文	古典	世界史B	日本史A	生物Ⅰ	体育	英語Ⅱ	情報B	ライティング	英文講読	総合英語 科目 コンピュータ・L L演習	

で囲った部分はコース科目で、3年間で15単位程度学ぶことができます。
   
 そのうち、 の部分は総合選択科目で、自分が所属するコースや専門学科以外の科目を3年間で5単位程度\*《1週間に1～2時間程度》学習することもできます。
   
 ※普通科の学習内容を主とした場合



### (3) 理数教育の推進

- 科学技術に関する世界的な競争がこれまで以上に激化しており、次代を担う科学技術系人材の育成が求められています。それと同時に、科学技術の成果が社会の隅々にまで活用されている今日、一人一人の科学に関する基礎的素養の向上も必要です。
- そのため、科学技術の土台となる理数教育を推進していくことは喫緊の課題です。特に本県はモノづくり産業を基盤としており、国際競争力のあるイノベーションを創出するために、研究者や技術者など新たな知の創造活動を担う人材の育成が不可欠となっています。
- しかし、中学2年生を対象とした2007年国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）によると、我が国の数学・理科の力は世界のトップグループに属していますが、数学や理科への興味・関心は世界の平均を大きく下回っており、子どもたちの「理数離れ」が大きな課題となっています。
- 本県では、国のスーパーサイエンスハイスクール事業等を活用したり、本県独自の事業として高校生が大学や研究所の高度な内容を学ぶ機会を提供したりするなど、高等学校における理数教育の充実に取り組むとともに、小学校には理科支援員を配置して理科の観察・実験活動の充実を図ってきました。
- そこで、今後は、理数教育の充実を目指す国の事業を積極的に活用しながら各学校の理数教育に関する先進的な取組を広く他校にも普及していくとともに、大学とも連携しながら小・中学校における理科教育の中核となる教員を育成するなど、理数教育のさらなる推進を図っていきます。

### 2007年国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）について

#### 【調査概要】

児童生徒の算数・数学、理科の到達度を国際的な尺度によって測定し、児童生徒の学習環境等との関係を明らかにする。国際教育到達度評価学会（IEA）が、日本では小学4年生、中学2年生を対象に、2007年3月に実施。

#### ●我が国の成績

	算数・数学		理科	
	小学校	中学校	小学校	中学校
平成7年	3位／26国	3位／41国	2位／26国	3位／41国
平成11年	実施していない	5位／38国	実施していない	4位／38国
平成15年	3位／25国	5位／46国	3位／25国	6位／46国
平成19年	4位／36国	5位／48国	4位／36国	3位／48国

#### ●算数・数学、理科に対する意識等（肯定的回答の合計）

	勉強は楽しいと思う				希望の職業につくために良い成績を取りたい	
	小学校		中学校		中学校	
	算数	理科	数学	理科	数学	理科
平成15年	65%	81%	39%	59%	47%	39%
平成19年	70%	87%	40%	59%	57%	45%
国際平均(H19)	80%	83%	67%	78%	82%	72%

## 取組の方向と施策の展開

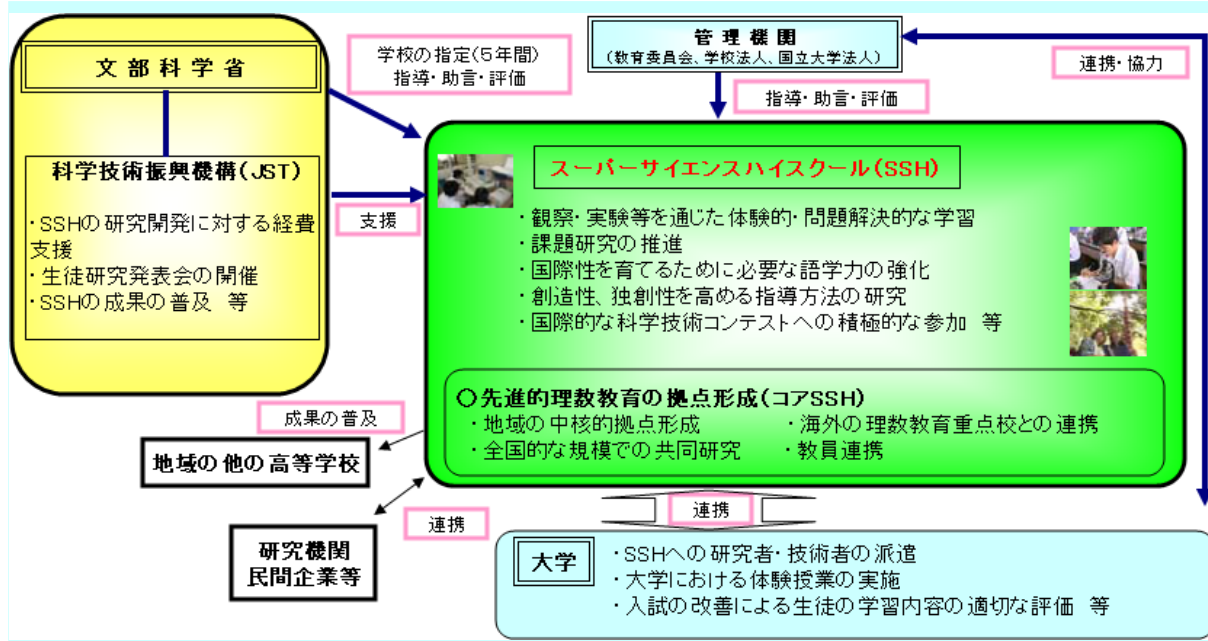
### ■ 興味・関心、知的探究心を高める取組の推進

- ◇ 児童生徒の科学技術、理科、算数・数学に対する興味・関心や知的探究心を高め、科学的な見方・考え方の育成を図るために、学校で実践するプログラムを普及したり、児童生徒が興味・関心をもって意欲的に実験や観察に取り組む機会を提供したりします。

### ■ 高等学校の高度な理数教育の推進

- ◇ 高等学校で、高度な理数教育を展開していくために、大学と連絡調整する場を設けるなど、大学との円滑な連携を図るとともに、高校生が大学や研究機関などにおいて高度な内容を学ぶ機会を提供します。
- ◇ 国のスーパーサイエンスハイスクール事業などを積極的に活用し、高等学校における高度な理数教育の充実・普及を図ります。

## スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業について

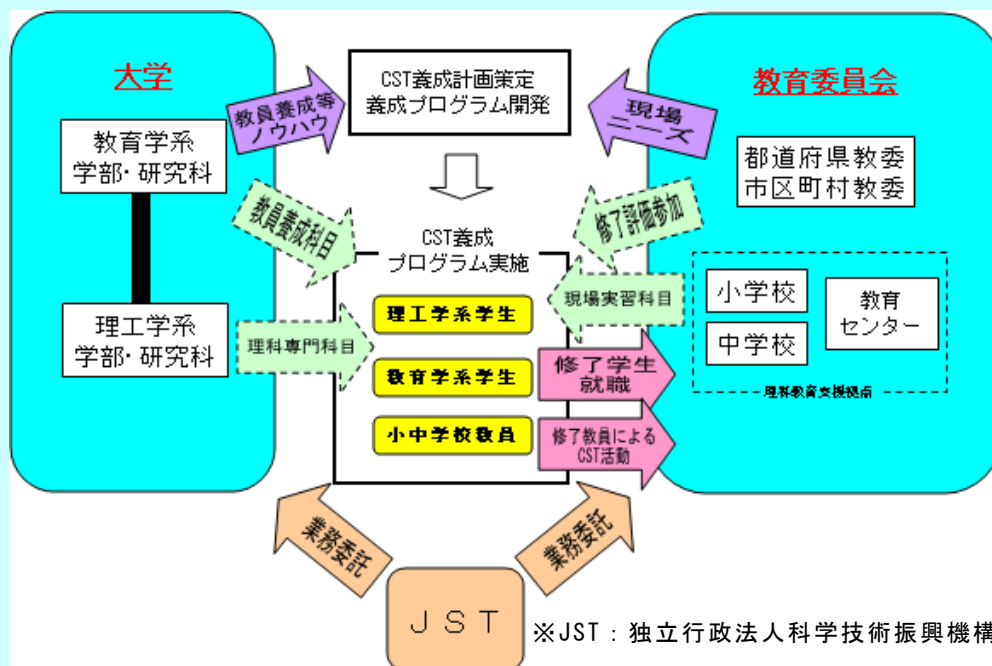


### ■ 教員の資質向上

- ◇ 大学や市町村教育委員会と連携して、理数教育に優れた能力を有する教員を計画的に養成します。また、様々な研修機会をとらえて教員を派遣するなど、教員の資質向上を図ります。

## 理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業について

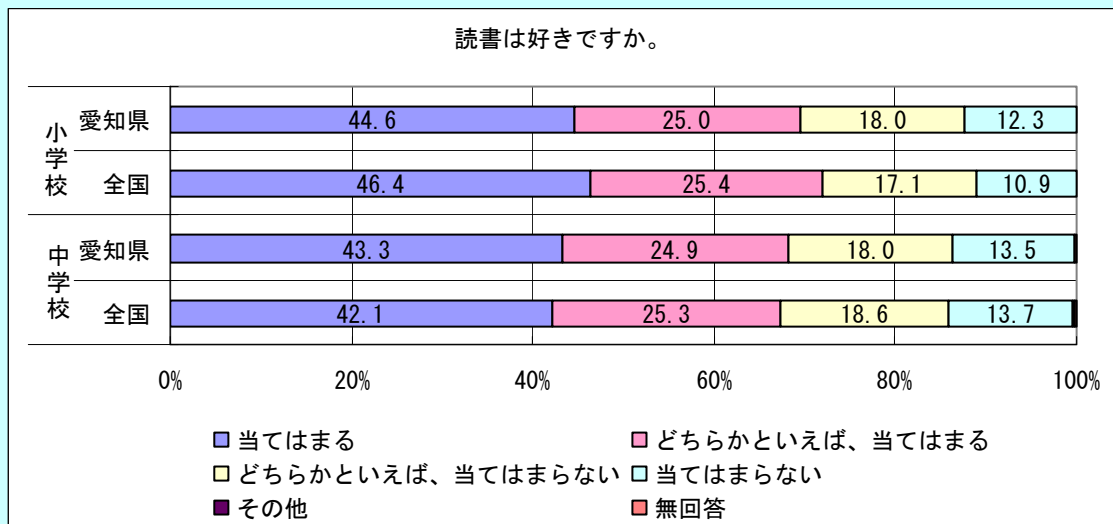
平成 21 年度から始まった JST（独立行政法人科学技術振興機構）の事業で、大学と教育委員会が実施主体となり、コア・サイエンス・ティーチャー（理数教育における地域の中核的教員）の養成と活動支援を行うことが目的である。平成 21 年度は、7 都県、平成 22 年度は本県をはじめ 5 県の取組が採択された。4 年間にわたる支援事業である。



## (4) 読書活動の推進

- 読書は、人間にとって最も基礎的な文化的活動の一つであり、生涯にわたる学習活動の基盤となるものです。特に子どもたちにとっては、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことができないものです。
- しかしながら、テレビ、ゲーム、携帯電話等の情報メディアの発達により「活字離れ」が進み、さらには「読書離れ」や、本を読む人と読まない人の差が広がっていることなどの問題が指摘されています。また、平成 22 年度に実施した「全国学力・学習状況調査」では、平成 19・20・21 年度と同様、全国との比較において、本県の小学校の国語に課題が見られました。
- 本県では、読書活動施策を総合的に推進するための指針である「愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定し読書活動の推進に取り組んでいます。また、愛知県ゆかりの著名人が、心に残っている本や子どもたちに読んでほしい本への思いをつづった「みんなにすすめたい一冊の本」を作成し、県内小・中学校や公共図書館に配布しました。
- そこで、各学校における創意工夫を生かしながら読書活動を計画的に推進するとともに、関係機関とも協力しながら図書館機能を充実し、子どもたちが自然に読書に親しむことができる環境づくりに取り組めます。

### 読書への関心について



※合計が 100%に満たない差は、「その他」又は「無回答」 (平成 21 年度全国学力・学習状況調査)

### 取組の方向と施策の展開

#### ■ 読書に親しむ態度の育成

- ◇ 絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、見る楽しさやお話しを聞く楽しさを味わえるよう、幼稚園や保育所等における読み聞かせ体験の充実を図ります。

- ◇ 知的好奇心を高めるとともに、表現力や感性を培うため、愛知県ゆかりの著名人が思いをつづった「みんなにすすめたい一冊の本」などを活用したり、朝の一斉読書を行ったりするなど、読書への関心を高め、学校における読書活動を推進します。
- ◇ 子どもたちの読書活動への関心を高めるため、国の広報事業と連携して「子ども読書の日<sup>1</sup>」や「文字・活字文化の日<sup>2</sup>」を広く県民へ周知・普及に努めたり、「子ども読書週間<sup>3</sup>」や「読書週間<sup>4</sup>」において、学校で読書の時間を設けたりするなど、子どもの読書活動を推進します。
- ◇ 青少年向け優良図書目録や啓発ポスターの作成・配布を通して、「青少年によい本をすすめる県民運動」を展開し、子どもの読書活動を推進します。
- ◇ 司書教諭及び学校図書館の諸事務にあたる職員等が中心となって学校図書館の利用の仕方を指導することなどにより、児童生徒が学校図書館を積極的に活用する態度の育成に努めます。



<みんなにすすめたい一冊の本>

県教育委員会が県内小中学生の読書への興味関心を一層高めるために作成した読書のガイドブック。約 50 名の愛知県ゆかりの著名人と 61 か所の県内公共図書館等からの推薦図書が紹介文とともに掲載されている。

※主な愛知県ゆかりの著名人

赤星憲弘、浅田真央、天野ひろゆき、井戸田潤、梅原猛、小澤一敬、酒井雄二、ジョン・ギャスライト、竹下景子、寺尾悟、中島一貴、平田満、藤井淳志、松岡錠司、三宅民夫、矢野きよ実、吉田沙保里、吉田秀彦 など

## ■ 図書館機能の向上

- ◇ 家庭や地域、公共図書館などに、学校図書館ボランティアへの参加を広く奨励するなど、学校の図書館の機能向上を図ります。
- ◇ 愛知県図書館では、県内の図書館へ資料の貸し出しを行ったり、県内の図書館や学校に対して研修や相談を行ったりするなど、センター館としての役割を果たしていきます。

<sup>1</sup>子ども読書の日：4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条により制定した。

<sup>2</sup>文字・活字文化の日：10月27日。「文字・活字文化振興法」（平成17年7月29日法律第91号）第11条により制定した。

<sup>3</sup>子ども読書週間：4月23日～5月12日。

<sup>4</sup>読書週間：10月27日～11月9日。

## ■ 関係機関の連携・強化

---

- ◇ 本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や基本的な取組等を明らかにするため、平成 21 年 9 月に策定した「愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）」に基づき、家庭、地域、学校、図書館等の関係機関と連携・協力して子どもの読書活動を総合的に推進します。

## (5) 情報教育の充実

- 経済・社会、生活・文化のあらゆる場面で情報化が進展する中で、大量の情報の中から必要な情報を取捨選択し、コミュニケーションや表現活動の手段として効果的なコンピュータや情報通信ネットワークなどを活用する能力が求められるようになっていきます。また、ネットワーク上の有害情報の氾濫や悪意のある情報の発信、映像や音楽の違法ダウンロードなど情報化の影の部分への対応が喫緊に求められています。
- さらに、情報手段を効果的に活用して、多様な情報を結び付けたり、情報を共有するなどして協同的に作業したりすることで、新たな知識や情報などの創造・発信や問題の解決につなげていくなどの、情報社会の進展に主体的に対応できる能力の育成も求められています。
- また、わかりやすく理解が深まる授業を実現するための効果的な指導方法の一つとして、教員がICT<sup>1</sup>を活用した授業を展開することがあげられます。
- 本県では、各学校において情報教育を推進するための環境整備と情報機器の活用に関する教員の指導力向上のための研修を行うとともに、情報モラルをアクションプランの重点テーマとして位置付けて、実態調査や啓発活動に取り組んできました。
- そこで、今後、教員の情報に関する指導力の向上を図りながら、学校における情報モラルに関する指導の一層の工夫や情報機器を活用した授業を積極的に推進するなど、情報教育をさらに充実していきます。

### 取組の方向と施策の展開

#### ■ 情報活用能力の向上

- ◇ 県立学校情報化推進計画<sup>2</sup>に基づき、児童生徒がインターネットで調べたり、その成果を発表したりするなど、ICTを利活用する際に必要な情報機器やネットワーク等の整備を行います。
- ◇ 情報社会を構成する一員として、情報モラルを含め、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成します。
- ◇ 学校における情報モラル教育の充実を図るため、各学校や市町村教育委員会の取組など、学校にとって役立つ情報を紹介します。

#### ■ わかりやすく理解が深まる授業への支援の充実

- ◇ 教員が様々な授業で、写真や地図、実験の様子などを児童生徒に提示して、わかりやすく理解が深まる授業を展開するうえで必要な情報機器等を整備するとと

<sup>1</sup>ICT：「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略

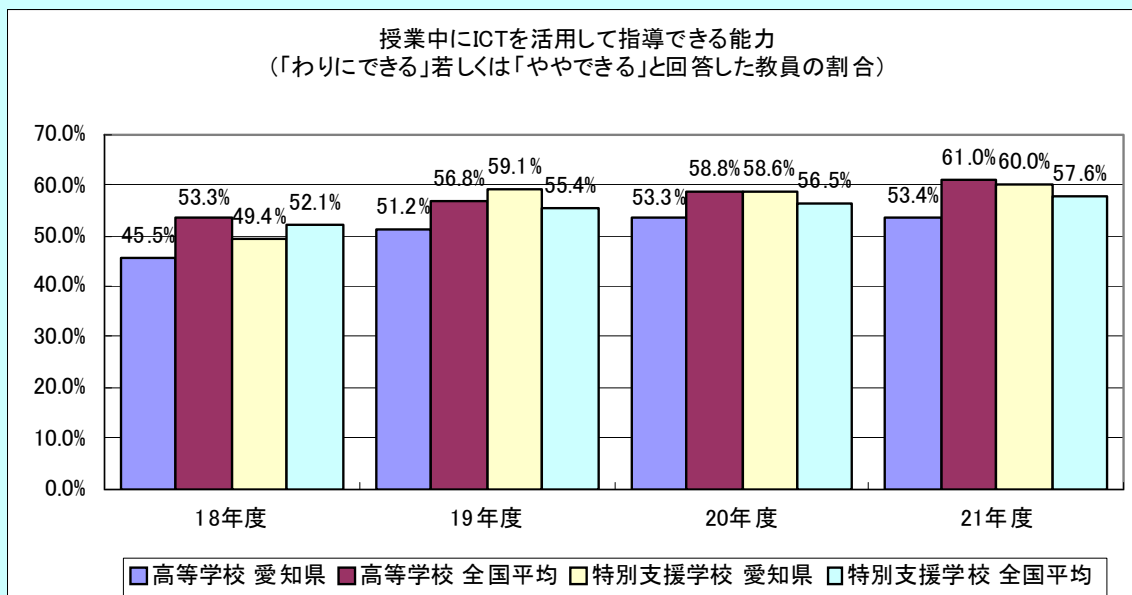
<sup>2</sup>県立学校情報化推進計画：県立学校における教育の情報化を推進するための計画。この計画に基づき、情報機器や校内ネットワークなどの基盤整備や教員のICT活用能力の向上に取り組んでいる。



もに、教育コンテンツ<sup>1</sup>の充実を図ります。

- ◇ 教員がICTを活用して指導する力を育成するために、情報機器を使用した実践的な研修を実施するなど、研修の充実に取り組みます。

## 教員のICTを活用した指導能力



学校における教育の情報化等の実態に関する調査（文部科学省）

## ■ 校務の情報化

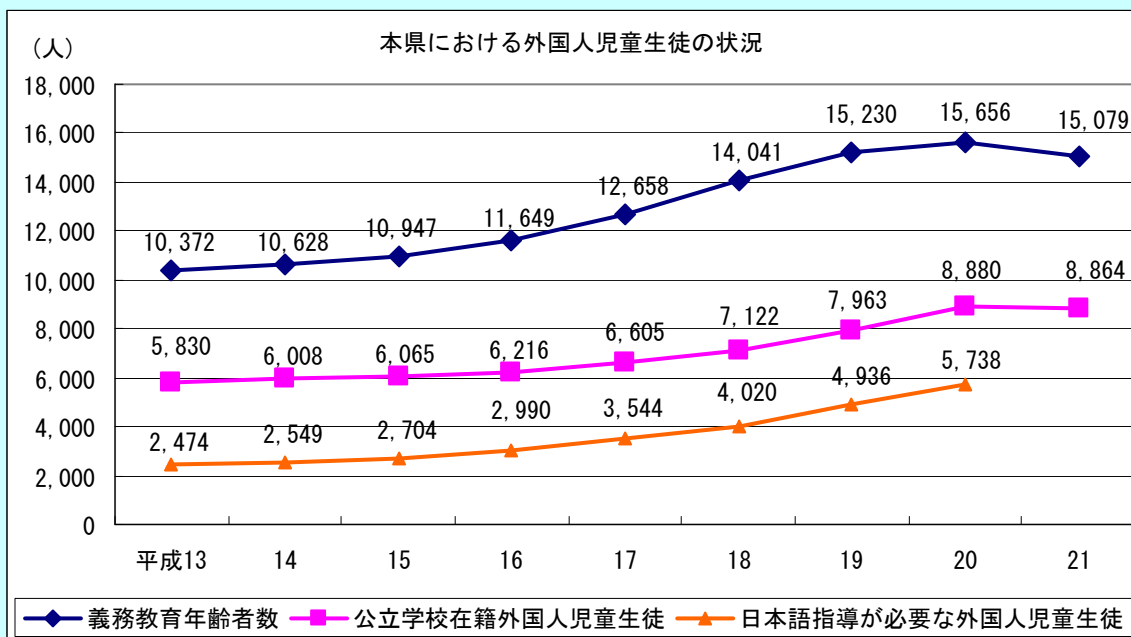
- ◇ パソコンやネットワークを活用して、校務処理を電子化し、教員間あるいは学校間で情報共有を行うなど、校務を効率化するための方策を検討します。

<sup>1</sup>教育コンテンツ：学習指導で利用できるデジタル化された素材や教材。

## (6) 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進

- 本県における外国人登録者数の総人口に占める割合は、平成 21 年 12 月現在で 2.90%に達し、全国でも第2位となっています。このような中、国籍や民族の違いに関わらず互いの文化的背景や考え方などを理解し、共に安心して暮らせ活躍できる多文化共生の社会づくりが求められています。
- また、本県では日本語指導が必要な外国人児童生徒数が平成 20 年9月1日時点で 5,844 人（うち小・中学校 5,738 人）と全国で最多となっており、引き続き外国人児童生徒への対応の充実が必要です。
- 本県では、日本語教育適応学級担当教員を小・中学校へ配置するなど、外国人児童生徒の受入れ体制の整備を充実するとともに、全国に先駆けてプレスクールの実施マニュアルを作成してモデル事業を実施するなど、地域での日本語学習支援を行ってきました。
- そこで、今後は、引き続き外国人児童生徒の受入れ体制の整備を充実するとともに、就学や進学 of 改善に向けて市町村や学校への啓発を行ったり、プレスクールの実施マニュアルの活用を図ったりするなど、外国人児童生徒への対応を充実していきます。また、各学校における国際交流活動を市町村の国際交流協会や各種団体とも連携しながら積極的に進めるなど、国際理解教育を充実していきます。

### 本県における外国人児童生徒の状況について



- ・義務教育年齢者数：法務省「在留外国人統計」をもとに愛知県地域振興部推計
- ・公立学校在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」
- ・日本語指導が必要な小・中学校の児童生徒数：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」

### ■ 学校における外国人児童生徒への対応の充実

- ◇ 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ体制の整備を図るため、日本語教育適応学級担当教員を小・中学校へ配置するとともに、外国人児童生徒の母語及び日本語に堪能な語学相談員を教育事務所に配置し小・中学校へ派遣します。また、高等学校においても、日本語によるコミュニケーション能力が十分身に付いていない外国人生徒の教育を支援する支援員を配置します。
- ◇ 外国人児童生徒を担当する教員等を対象とした、日本語指導や適応指導等に関する研修を実施します。また、外国語が堪能な人材を、教員採用試験において特別選考枠で選考・採用し、人材確保に努めます。
- ◇ 住民基本台帳法が改正され、外国人住民についても住民票が作成されるようになることから、住民基本台帳の活用などによる就学の推進について、市町村に対して必要な助言を行います。
- ◇ 外国人児童生徒の日本語能力に応じて、学習する機会や場を保障するなどの柔軟な対応を市町村へ呼びかけます。また、外国人生徒の保護者に対する進路説明会の実施を啓発するなど、外国人生徒の高等学校への進学を支援します。また、高等学校への入学者選抜において特別選考を実施するなど、高等学校への進学を支援します。海外帰国生徒が県立高等学校への編入学を希望する場合には、随時受入れを行います。
- ◇ 県内の大学の知的資源を活用して、外国人児童生徒向けの教材を開発し、学校での活用を図ります。

### ■ 地域における日本語学習等支援の充実

- ◇ 経済団体や行政等が協力して創設した「日本語学習支援基金<sup>1</sup>」を活用して、日本語教室を運営する団体や外国人学校への助成を行ったり、外国人児童生徒に日本語を指導するボランティアの養成を行ったりするなど、地域における外国人児童生徒への日本語学習支援を充実します。
- ◇ 外国人県民が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的問題について、相談から解決まで継続して支援する人材である多文化ソーシャルワーカーを育成し、課題を抱える本人だけでなく、家族や学校、コミュニティ等にも働きかけるなど、包括的な支援を行います。

<sup>1</sup>日本語学習支援基金：外国人の子どもたちの日本語学習を推進するための事業を実施し、子どもたちが将来、地域の一員として活躍できるよう支援していくための基金（平成21年度は、47団体、外国人学校10校に助成）。

- ◇ 就学する前の日本語学習を支援するため、本県が全国に先駆けて作成したプレスクールの実施マニュアルや、実施マニュアルを活用したモデル事業の成果を活用して、プレスクールの設置を促進したり、プレスクールと小学校の教員が交流したりするなど、プレスクールと小学校との接続の強化を図ります。

## ■ 国際理解教育の充実

- ◇ 子どもたちの異文化理解や国際理解を進めるため、市町村の国際交流協会や各種団体との連携を図りながら、小・中学校や特別支援学校における国際交流活動や、高等学校に設置されている英語科や普通科の国際理解コースなどにおける異文化理解や国際理解に対する専門的な教育などを推進します。また、アジア諸国との交流の拡大を踏まえ、高等学校において、中国語や韓国・朝鮮語などを選択して学習できる機会を充実します。
- ◇ 国際社会の中で日本人としての自覚をもてるよう、小・中・高等学校、特別支援学校で、日本の歴史や伝統文化を学んだり触れたりする機会を充実します。
- ◇ 県立大学をはじめとする県内の大学と連携を強化して国際理解教育に関する教員の研修を充実します。
- ◇ 児童生徒が異文化と触れ合い、理解を深めるため、学校における外国からの訪日教育旅行の受入れや交流を充実します。

### ゆめの木教室 【NPO法人子どもの国】

NPO法人子どもの国は、豊田市北部の保見団地で公立小・中学校に通う外国人児童生徒の学習支援を行っています。

「ゆめの木教室」は現在小学生 18 名、中学生 9 名が在籍しており、月曜日から金曜日の毎日午後 2 時から 6 時まで開催しています。

子どもたちは学校が終わると教室のある団地内の集会所で、学校の宿題のほか日本語読解プリントや、短文作りなどスタッフが用意した課題に取り組んでいます。「ゆめの木教室」では、子どもたちの学習状況について学校と情報交換を行うなど、連携して学習を進めています。

定期的で開催している交流会には保護者が積極的に参加しています。「ゆめの木教室」を卒業した高校生の保護者から、高等学校について具体的な話を聞く機会もあり、多くの質問が出されるなど高等学校進学について保護者たちは大きな関心を持っています。また、平成 22 年 6 月 6 日に開催した総会・交流会では、保護者が日頃悩んでいることや、感じていることについて参加した地域、行政、企業の方々に対して話しました。

「ゆめの木教室」を中心に家庭や地域、学校が連携しながら子どもたちの学習支援を行っています。

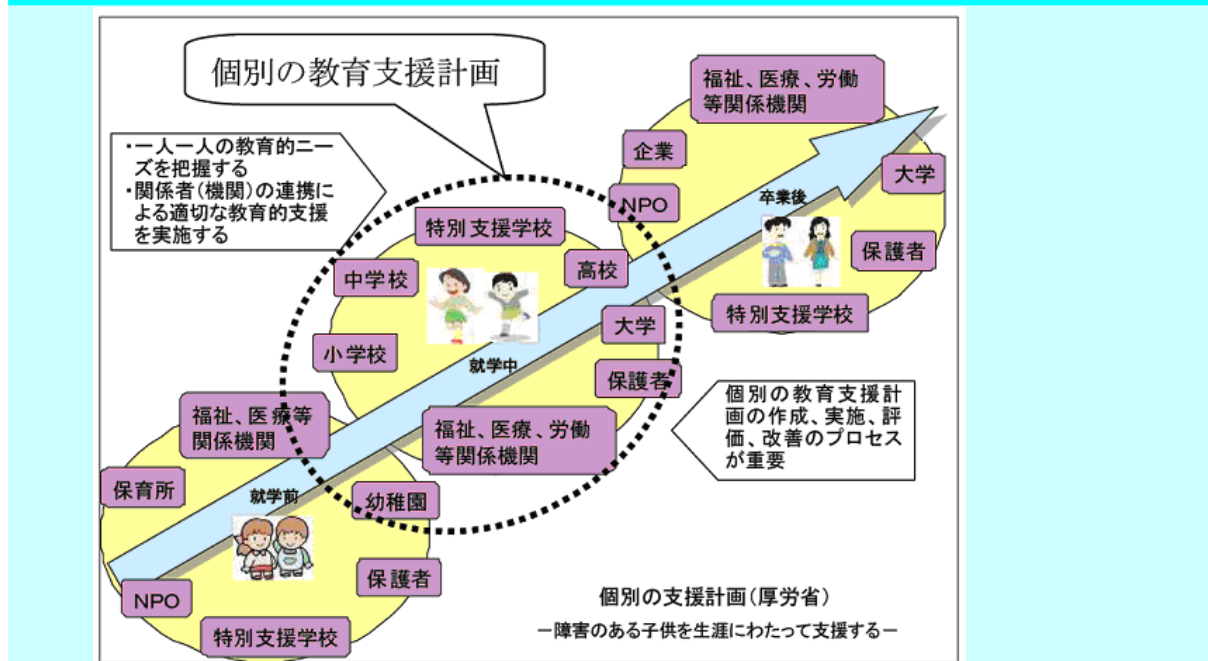


習字の時間

## (7) 特別支援教育の充実

- 障害の有無にかかわらず、誰もが相互に個性を尊重し支え合う共生社会の実現のため、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた取組を推進していくことが求められています。
- そのためには、全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加していくために、一人一人の教育的ニーズに応じた、乳幼児期から学校卒業後までの各ライフステージにおける切れ目のない支援をしていくことが必要です。
- また、学校だけでなく、保護者や支援関係者（医療、福祉、労働関係機関等）が連携・協力して必要な支援を行うため、「個別の教育支援計画」（下図参照）を作成し、長期的な視点に立った適切な支援を行うことが必要です。
- 本県では、一人一人の教育的ニーズに対応するために、各学校の校内の支援体制の確立や、幼稚園、小・中・高等学校への支援を行うため特別支援学校に特別支援教育コーディネーター<sup>1</sup>の配置を行うなど、特別支援教育体制の整備に取り組んできました。
- 近年、保護者の方々の特別支援教育についての理解が深まってきたことや、中学校の特別支援学級から養護学校高等部への進学率の上昇などを要因として、知的障害養護学校の児童生徒数は年々増加の一途をたどり、過大化解消は喫緊の課題となっています。この対応策として、みあい養護学校、豊川養護学校本宮校舎を新設するとともに、現在、尾張西部地区にも新たに養護学校を設置するよう準備を進めています。また、市立養護学校設置の取組に対しても積極的に支援を行っています。
- そこで、知的障害養護学校の過大化解消をさらに進めるとともに、学校と地域の関係機関との連携をさらに強化しながら、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の一層の充実に取り組んでいきます。

### 個別の教育支援計画について



<sup>1</sup>特別支援教育コーディネーター：特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員として校長より指名され、特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。



### ■ 特別支援教育体制の充実

- ◇ 小・中学校に在籍する、発達障害を含む障害のある児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を行うため、国の教職員定数改善を踏まえ、通級指導教室<sup>1</sup>、特別支援学級<sup>2</sup>への教員の適正配置に取り組みます。また、市町村における就学指導を含めた早期支援や進路指導の在り方等、今日的課題に対する支援体制の充実が図られるよう、市町村への支援に取り組みます。
- ◇ 特別支援学校が、地域のセンター的機能を発揮して、幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育の支援を充実するために、特別支援教育コーディネーターの配置を継続し、専門性を生かした指導・助言を行います。
- ◇ 障害のある全ての幼児児童生徒に対して一人一人の教育的ニーズに対応した教育的支援を行うため、障害の理解や指導方法等についての教員研修、学校と地域の医療、福祉、労働等の関係機関とのネットワークを強化した特別支援教育体制づくりを推進します。また、高等学校においては、これまで実施してきた教員研修や特別支援教育コーディネーターの連絡協議会の成果等を踏まえ、さらなる支援の実践を進めていきます。
- ◇ 医療的ケアを必要とする児童生徒の学習環境の充実を図るため、引き続き肢体不自由養護学校に看護師を配置します。

### ■ 知的障害養護学校の過大化の解消と整備構想等の検討

- ◇ 喫緊の課題である知的障害養護学校の過大化解消について、元平和高等学校の施設等県有施設を活用した新設の養護学校の設置や、市立の養護学校設置への支援などに、順次具体化に向け取り組んでいきます。また、小・中・高等学校の教室を活用した分教室などの設置について検討します。
- ◇ 特別支援学校における障害の特性に配慮した教育環境の整備、複数障害種に対応した教育環境・学校の名称の在り方等について検討します。

<sup>1</sup>通級指導教室：通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を月に1単位時間～週に8単位時間取り出して行う特別な指導の場。

<sup>2</sup>特別支援学級：障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

# 県立知的障害養護学校の将来構想について

## 県立知的障害養護学校の将来構想図

### 共生社会の実現

障害のある人の権利を尊重するとともに、すべての障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応える

### 特別支援教育の推進

もてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う

### 過大化解消における5つの方策

- ① 県立高等学校の余裕教室など県有施設の活用
- ② 県立高等養護学校の生徒募集増
- ③ 小・中学校の余裕教室等の活用
- ④ 市町村立の養護学校の設置
- ⑤ 県立の養護学校の新設

### 知的障害養護学校の現状と課題

- ・ 特別支援学級の増加、進学率の高まりにより、過大化（本県も全国も特に高等部）
- ・ 教室不足、スクールバス長時間乗車

### 知的障害養護学校の基本的な考え方

- ① 障害の特性に配慮した教育環境と専門性の確保
- ② 特別支援教育のセンター的機能の効果的な発揮

※ 過大化解消に向けては、地域性や特別支援学校の特殊性を考慮して、複数の障害種を合わせた特別支援学校の設置についても視野に入れる。





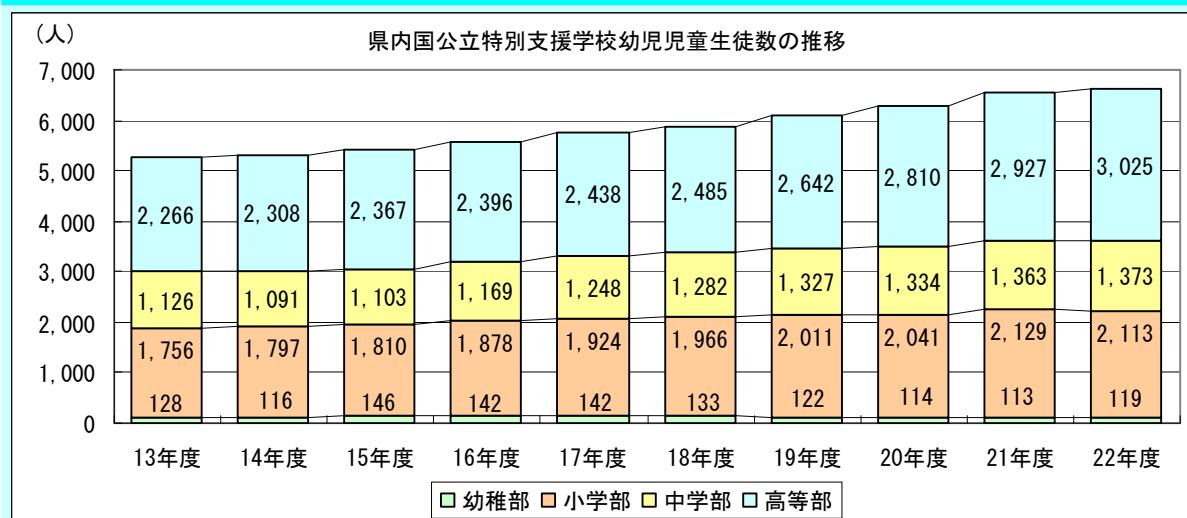
## ■ 地域での自立に向けた支援

- ◇ 地域活動に幼児児童生徒が参加する取組や、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を推進します。
- ◇ 小・中学校において、特別支援学級に在籍する児童生徒の校外学習や職場体験活動に地域住民が参加するなど、地域との結び付きを強める取組を推進します。
- ◇ 特別支援学校において、小学部では社会参加活動や校外学習などを通して働くことに対する興味・関心を高め、中学部では就労の準備体験として地域の職場の見学や簡単な作業などの体験を行い、高等部では産業現場等における長期間の実習を行うなど、小学部から高等部まで、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- ◇ 障害者のための職業訓練の実施や事業主に雇用の受入れを働きかけるなど、障害者の雇用促進を図ります。

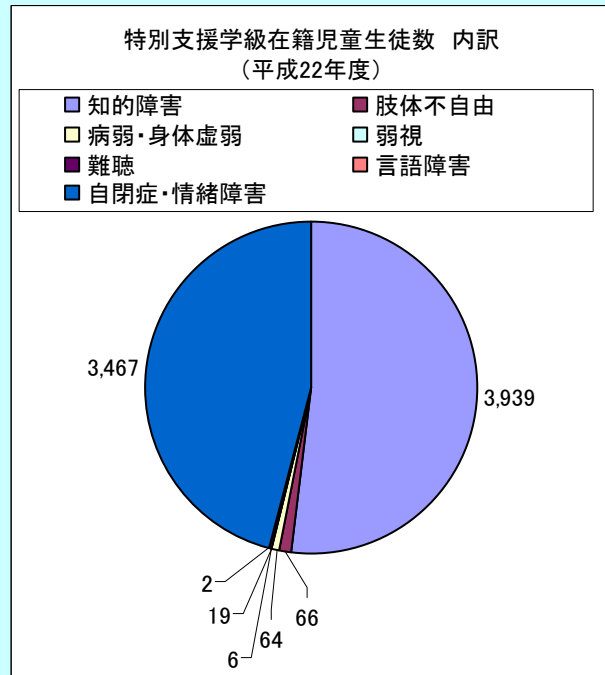
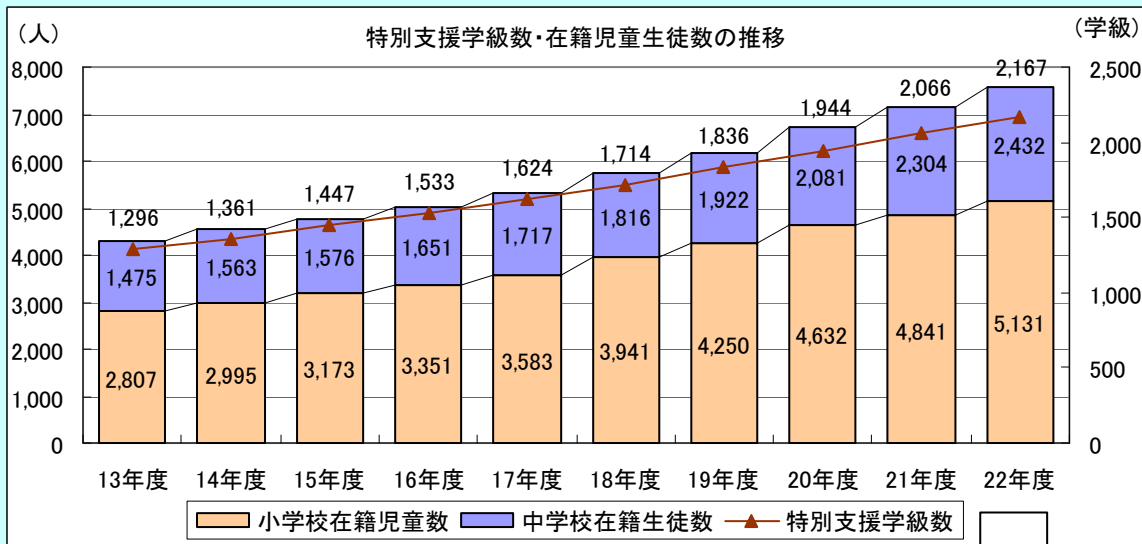
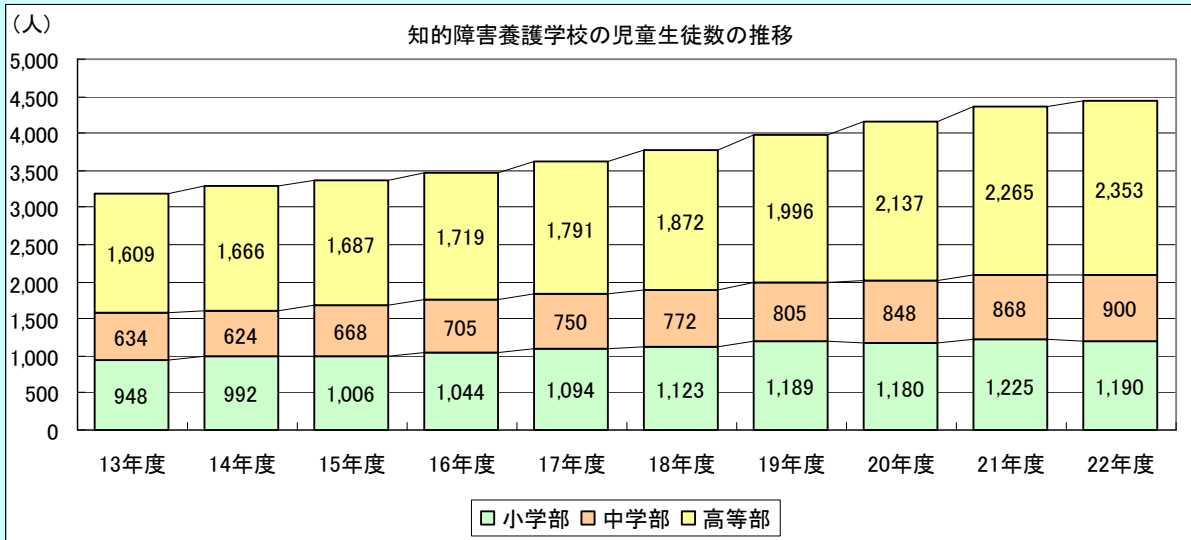
## ■ 早期からの特別支援教育の充実

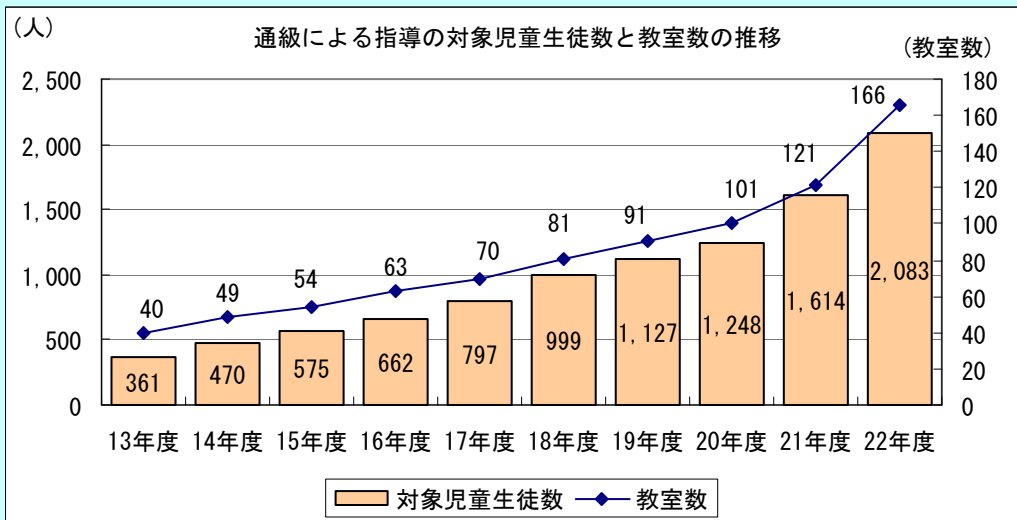
- ◇ 障害の早期発見のため、新生児に対する先天性代謝異常<sup>1</sup>等の検査を実施するとともに、未熟児の健やかな成長発達を促進するための相談や支援を行います。
- ◇ 発達障害のある子どもへの早期の発達支援を行うため、発達障害者支援センターの活動の充実を図ります。
- ◇ 障害のある子どもの保護者等が適切な就学先を選択できる相談窓口として入学前の就学相談を行ったり、特別支援学校への体験入学を実施したりするなど、早期からの特別支援教育の充実を図ります。

### 幼児児童生徒数の推移について



<sup>1</sup>先天性代謝異常：生まれつき体の中にある酵素の働きが悪いため、放置すると知的障害等の心身障害を起こす病気のこと。





## 4 豊かな人生を送るための生涯学習を充実します。

取組の柱	取組の方向
生涯学習の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習推進構想の策定</li> <li>・生涯にわたり学ぶ機会の充実</li> <li>・学んだ成果を生かす機会の充実</li> <li>・時代のニーズに対応した学習機会の充実</li> </ul>
文化芸術の振興・伝統文化の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術に触れ親しむ機会の充実</li> <li>・学校における芸術教育の充実</li> <li>・伝統文化を尊重する心の育成</li> </ul>
スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育の充実</li> <li>・スポーツに親しむことができる環境づくり</li> <li>・国際的・全国的なスポーツ大会の開催</li> </ul>
健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の健康づくり</li> </ul>
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関する指導の充実</li> <li>・規則正しい食生活の啓発</li> </ul>
家庭教育の充実と子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実</li> <li>・子育て支援の促進</li> <li>・児童虐待の防止</li> </ul>
環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での環境教育の充実</li> <li>・地域における環境学習の推進</li> </ul>